

東浦町特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の2第1項の規定による特定乳児等通園支援事業者に係る確認等をするに当たり、法及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(確認の申請)

第2条 法第54条の2第2項の規定による確認の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1）により行う。

(確認等の通知)

第3条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、確認の可否を決定し、確認をする場合にあっては特定乳児等通園支援事業者確認通知書（様式第2）により、確認をしない場合にあっては特定乳児等通園支援事業者確認申請却下通知書（様式第3）により、前条の規定により申請書を提出した者に通知するものとする。

(確認の変更の申請等)

第4条 法第54条の3において準用する法第44条の規定による確認の変更の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（様式第4）により行う。

2 法第54条の3において準用する法第47条の規定による確認の変更の届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（様式第5）により行う。

(確認の辞退の届出)

第5条 法第54条の3において準用する法第48条の規定による確認の辞退は、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第6）により行う。

(確認の取消し等)

第6条 法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定により確認を取り消したときは、特定乳児等通園支援事業者確認取消通知書（様式第7）により、当該取消しに係る第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者（以下「事業者」という。）に通知するものとする。

2 法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定による確認の全部又は一部の効力を停止したときは、特定乳児等通園支援事業者確認停止通知書（様式第8）により、当該停止に係る事業者に通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業者に係る確認等に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定による特定乳児等通園支援事業者に係る確認その他の行為は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。

様式第1（第2条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

東浦町長

所在地 _____
申請者 氏名（又は名称） _____
代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業の開始予定年月日	年 月 日

2 添付書類

様式第2（第3条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者について、
子ども・子育て支援法の規定により下記のとおり確認したので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 利用定員

様式第3（第3条関係）

第 号
年 月 日

特定乳児等通園支援事業者確認申請却下通知書

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業者について、
下記のとおり却下することとしたので通知します。

記

1 申請の内容

事業所の名称

2 却下した理由

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4（第4条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）

年 月 日

東浦町長

所在地 _____

申請者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
（参考）				（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
利用定員を増加しようとする理由							

3 添付書類

様式第5（その1）（第4条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少以外）

年 月 日

東浦町長

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり届出します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話：
	メール：

2 変更事項

変更事項

3 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4 添付書類

様式第5（その2）（第4条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）

年 月 日

東浦町長

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法の規定による確認を受けた利用定員を減少したいので、同法の規定に基づき、関係資料を添えて次のとおり届出します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話：
	メール：

2 利用定員を減少しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後の利用定員（人）			
（参考）				（参考）			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
利用定員を減少しようとする年月日							
利用定員を減少しようとする理由							
現に利用している小学校就学前子どもに対する措置							

3 添付書類

様式第6 (第5条関係)

特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

東浦町長

所在地 _____

届出者 氏名 (又は名称) _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法の規定による確認の辞退をしたいので、次のとおり届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:
確認を辞退する 予定年月日	年 月 日

様式第7（第6条関係）

第 号
年 月 日

特定乳児等通園支援事業者確認取消通知書

様

東浦町長

年 月 日付け第 号でした特定乳児等通園支援事業者の確認について、下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 取消しの理由

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8（第6条関係）

第 号
年 月 日

特定乳児等通園支援事業者確認停止通知書

様

東浦町長

年 月 日付け第 号でした特定乳児等通園支援事業者の確認について、下記のとおり効力を停止することとしたので通知します。

記

1 事業所の名称

2 停止する期間

3 停止する範囲

4 停止する理由

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東浦町長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に東浦町を被告として（訴訟において東浦町を代表する者は、東浦町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。